

信託法学会規約

制定 昭和 51 年 10 月 23 日

改正 平成 6 年 6 月 11 日

改正 平成 20 年 6 月 14 日

改正 平成 27 年 6 月 14 日

第一章 総 則

第 1 条 本会は、信託法学会（Japan Association of the Law of Trust, 略称 JALTRUST）と称する。

第 2 条 本会の事務所は、東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 1 号に置く。

第二章 目的および事業

第 3 条 本会は、信託法（ひろく信託に関連する事項を含む）に関する研究を行ない、学問の進歩に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。

1. 研究発表会の開催
2. 機関誌その他印刷物の発行
3. その他理事会において相当と認めた事業

第三章 会 員

第 5 条 本会の会員は、次のいずれかに該当するもので、理事会の承認を得た者とする。

1. 通常会員は、信託法の研究に関心をもつ者とする。
2. 賛助会員は、本会の事業に賛助する団体とする。

第 6 条 本会に、名誉会員をおくことができる。

名誉会員は、理事会の推薦にもとづき、総会において決定する。

第 7 条 通常会員および賛助会員は、総会の定めるところにより、会費を納めなければならない。

第 8 条 会員は、本会の機関誌の無料配布を受ける。

第 9 条 会員は、次の場合には、退会したものとする。

1. 本人が退会を届出たとき
2. 会費の滞納により、理事会において退会を相当と認めたとき
3. 本会の名誉を傷つけたことにより、理事会において退会を相当と認めたとき

第四章 機 関

第 10 条 本会に、次の役員をおく。

1. 理 事 若干名 内 1 名を理事長とする。
2. 監 事 若干名
3. 顧 問 若干名

第11条 理事および監事は、総会において選任する。

理事長は、理事会において互選する。

第12条 理事の任期は、就任後2回目の通常総会の終了の時までとし、監事の任期は、就任後3回目の通常総会の終了の時までとする。

ただし、任期の満了する理事および監事の再任を妨げない。

第13条 顧問は、理事会の推薦にもとづき、総会において決定する。

第14条 理事長は、本会を代表する。

理事長に故障がある場合には、理事長の指名した常務理事が、その職務を代行する。

第15条 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

理事は、常務理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

第16条 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

第17条 顧問は、理事会の諮問に応じて意見を述べる。

第18条 理事長は、毎年1回、会員の通常総会を招集しなければならない。

理事長は、必要があると認めるときは、何時でも、臨時総会を招集することができる。

総会員の五分の一以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

第五章 規約の変更および解散

第19条 本規約の変更には、総会の議決を要する。

第20条 本会の解散は、理事会または総会員の五分の一以上の提案にもとづき、総会出席会員の三分の二以上の賛成を得なければ、これを行なうことができない。

付 則

1. 本規約は、昭和51年10月23日から施行する。

2. 本会設立準備委員会の委員は、本会の設立とともに、本会の通常会員となる。

第一回総会前に、設立準備委員会によって推薦された者は、第5条の規定にかかわらず、本会の会員となることができる。

3. 第一回総会前に、本会設立準備委員会によって、理事または監事の職務を行なうことを委嘱された者は、第一回総会において理事・監事が選任されるまで、その職務を行なう。

4. 本会設立準備中の費用については、本会がこれを負担する。

平成6年改正規約付則

本規約は、平成6年6月11日から施行する。

ただし、本規約の施行前に在任する理事および監事の任期に関しては、本規約の施行後も、なお従前の例による。